

自然を愛するみんなの交流紙

「自然の権利」 基金

vol. 93

2022年10月1日



事件報告 石垣島「カンムリワシの森」訴訟

事件報告 奄美嘉徳浜「自然の権利」訴訟

事件報告 馬毛島訴訟

利根川源流からエネルギー革命を！

「山のツバル」で気付いたこと

いのちはじゅんぐり

期日情報

事務局より

事件報告 石垣島「カンムリワシの森」訴訟

石垣島「カンムリワシの森」訴訟の応援をお願いします

沖縄本島をさらに南、南西諸島の南端に石垣島があります。台湾はすぐそこという距離にあります。南西諸島は島それぞれに特別な生態系があり、様々な固有種を持ち、豊かな生態系をなしています。石垣島には有名なカンムリワシがいますね。

この南の小さな島に大規模リゾート開発が進められようとしています。本件事業計画では、事業面積127.4ha、ゴルフコース及び10階建て、9階建て、5階建てなど宿泊施設などの事業が予定されています。このような大規模開発は本来この場所ではできません。しかし、国の未来投資促進法という法律があり、この法律に基づき事業計画が承認されてしまうと規制緩和が行われる仕組みになっています。事業者である株式会社ユニマツプレシャスはこの事業で年間250億円の投資効果が見込まれるとしています。

かつて日本にはバブル経済と呼ばれる時期があって、夢物語のように投資効果が語られ多くの自然が失われ、負の遺産が積み上げられてきました。同じ事が石垣島で始まろうとしているのは信じられません。

今回の開発予定地は石垣島でも有数の自然度の高い地

域です。2つがいのカンムリワシが営巣し、1つがいがテリトリーにしています。カンムリワシは絶滅危惧種に分類され、我が国の特別天然記念物でもあります。また、ヤエヤマセマルハコガメ、サキシマキノボリトカゲ、キバラヨシノボリ、ヒョウモンドジョウ、タウナギなど絶滅のおそれがある種、およびヤエヤマヒメホタルなど市民に親しまれた希少な野生動植物種が多数生息しています。



事業予定地で確認されたカンムリワシのペア (撮影：中本純市)

この事業の排水はラムサール条約登録湿地である名蔵アンパル干潟および名蔵湾に排出されるのですが、その影響は調査されていません。ホテル群は前勢岳からなだらかに下る稜線を分断し石垣島固有の景観を害することでしょう。

このリゾート開発には自然破壊の問題ばかりでなく、土地利用をめぐる多くの問題をかかえています。最大の問題は石垣市が管理する森林公園、「市民の森公園」を無償提供する点です。この公園はこの地の自然度が高いことから、生物の多様性を守り、市民が学習するためにもうけられました。公園の目的外の利用に供することは許されません。この市民の森の土地利用を前提に認められた事業計画は違法なものといえます。

現在、私たちは未来投資促進事業計画に対する知事の承認を取り消すよう求めており、訴訟も検討しています。また、土地利用に関しても石垣市所有地の違法な供与があるので追求していきたいと思います。



アンパル湿地と前勢岳・事業予定地俯瞰ドローン写真（撮影：床田和隆）

（文） 石垣島「カンムリワシの森」訴訟弁護団
弁護士 籠橋隆明（愛知県弁護士会）

★通信をPDFファイルでお届けします★

当会では、裁判をご支援いただいている会員様へ、本誌『「自然の権利」基金通信』を定期的にお届けしておりますが、「紙資源がもったいない」「送料等を自然保護訴訟の支援にあててほしい」等とお伝えいただいた方へはご送付を差し控えております。また、基金通信のお届けも、PDFでのメール配信もしております。

PDF版で通信をご覧いただくと・・・

- ★紙や印刷による環境負荷を下げられます！
- ★発行費用を訴訟支援に充てられます！
- ★写真をカラーで鮮明にご覧いただけます！

ご希望の方は、恐れ入りますが、f-rn@green-justice.comまでご連絡よろしくお願い致します！！



期 日 情 報

応援をよろしくお願いいたします。

【核燃サイクル阻止】 青森地方裁判所

10月7日 14:00～ 口頭弁論

（高レベル裁判、再処理裁判ともに）

【第3次命の森やんばる訴訟】

福岡高等裁判所那覇支部

8月31日 進行協議

10月25日 進行協議（予定）

【福井原発運転差止訴訟】 大津地方裁判所

9月 1日 14:30～ 口頭弁論

12月 1日 14:30～ 口頭弁論

2023年3月 9日（予定）

【奄美嘉徳浜】 鹿児島地方裁判所

10月24日 13:30～ 口頭弁論

2023年2月17日 13:10～ 判決

【馬毛島】

●現在、継続裁判はありません。

（外周道路建設や港湾工事が着工された場合、その差止を求める裁判を行う予定。）

【有明】

・小長井・大浦漁業再生〔第2陣・第3陣〕

（福岡高等裁判所）

9月15日 口頭弁論

・請求異議訴訟（差戻審）

（福岡高等裁判所）

4月 8日 上告

→6月 3日 上告理由書、上告受理・上告受理申し立て理由書 提出

【ラポロアイヌネイション訴訟】 札幌地方裁判所

12月15日 14:00～ 口頭弁論

事件報告 奄美嘉徳浜「自然の権利」訴訟

1 はじめに

奄美大島の嘉徳浜は、ほぼ手つかずの自然が残された希少な砂浜で、嘉徳川と一体となり、浜にはウミガメの産卵地であり貴重な砂浜です。2014年10月、大型台風により、砂浜の背後地にある墓地の間際まで浜崖が生じた結果、砂丘の防災能力が低下しているとして、背後地の生命・財産を守る目的から護岸建設計画の話が持ち上がりました。しかし、この護岸建設計画には問題があり、十分な検討、分析がなされない杜撰な計画でした。そこで、嘉徳浜の豊かな自然や生き物、そして自然の砂浜とともにある奄美の文化を守るために工事を止めようと、2019年3月27日に鹿児島県に対して住民訴訟を提訴しました。

2 その後、2022年5月13日に尋問期日が開かれ、原告の住民ら3名、今回の護岸設置を検討した委員（教授）から本件事情を聞く機会が設けられました。委員に対する質問では、前提とする調査不足の問題や、被告が主張する「砂丘の防災能力が低下している」との評価の誤り、想定される被害の誤り、護岸を必要とする根拠が乏しいこと、等を原告代理人らから質問していきました。また、原告の住民らからは、嘉徳固有の自然の豊かさや今回の裁判に至った思い等を裁判官に伝えました。

3 新たに判明した事実

その後、令和4年2月、嘉徳川に生息するスジエビが、本土で確認されているものとDNAの塩基配列が異なっており、固有種ないし固有亜種の可能性であることが東北大学の研究で明らかになりました。つまり、新種のスジエビが発見されたのであります。また、同年3月8日にスジエビの生息状況の調査を行ったところ、合流点から嘉徳集落入口駐車場のやや上流までの範囲で観察され、まとまった数で生息する箇所が2箇所確認されました。

このように、奄美大島独自の固有種が嘉徳川で発見されているものの、令和4年2月の工事用道路設置工事では、スジエビに対する影響を何ら考慮されず、スジエビが生息する金久川を横断する方法で工事を行う事が計画されています。

4 今後の裁判等について

裁判も佳境を迎え、次回で裁判は結審し、判決を待つところになります。

この裁判の間、少なくとも数年間工事は止まり、その間に新たに発見した事実を裁判でも明らかにしてきました。どのような判決になるか分かりませんが、引き続き対応していく所存です。

皆様のご支援や思いが嘉徳浜を守ります。どうぞ応援のほど宜しくお願いします。

（文・写真） 奄美嘉徳浜訴訟弁護団
弁護士 西岡治紀（愛知県弁護士会）



嘉徳浜

「自然の権利」応援団

大好評！今年も販売が始まります！

自然栽培米ササニシキ、ナキウサギカレンダー2023、シュトーレンとお菓子のセットの案内です

環境と健康を考える J&M
「ササニシキ」



※今年は玄米餅セットの販売はありません。

ナキウサギカレンダー2023



ベッカライヨナタンの
シュトーレン



※原料の高騰が続き、現時点ではシュトーレンの金額は未定です。
詳しくはチラシをご覧ください。

事件報告 馬毛島訴訟

1 馬毛島をめぐる裁判について

種子島の沖合12kmに浮かぶ馬毛島の違法開発をめぐる裁判は20年以上にわたり続いています。

当初の裁判は、馬毛島の大半を買い取った業者が同島を違法に開発したことから周辺の漁場に深刻な被害が生じたため、同島周辺で漁をする種子島の漁業者らが同業者に対して開発の中止や損害賠償の支払いを求めるものでした。

ところが、2019年末、国が同業者との間で馬毛島を約160億円で買収することに合意し、同島を軍地基地化することを明らかにしたため、漁業者らの裁判は国の開発の中止を求めるものへ移行しました。

以下、過去1年における馬毛島を巡る裁判の動向について述べます。

2 開発業者に対する損害賠償請求事件について

2021年2月、福岡高裁宮崎支部にて漁業者らが開発業者に対し損害賠償を求めた裁判の控訴審判決が言い渡されました。

同判決は、漁獲の減少には様々な要因が影響するため開発行為によって漁業者らの漁獲が直ちに減少したとまでは言えないなどとして漁業者らの請求を棄却しましたが、他方で、開発業者が違法な開発を行ったことを詳細に認定した点において成果がありました。

3 ボーリング調査の中止を求める裁判について

(1) 2020年11月末に、鹿児島県知事が国に対し馬毛島周辺でのボーリング調査の実施を許可したため、同年12月、漁業者らは同調査が漁業を妨害するものとして、国に対し調査の中止を求め東京地裁に仮処分の申立てをするとともに、鹿児島県に対し許可の取消しを求め鹿児島地裁に提訴しました。

これに対し、東京地裁は、2021年3月、軍事施設の公共性を全面に打ち出して漁業者らの申立てを却下しました。

漁業者らが即時抗告したところ、同年5月、東京高裁は仮処分を申し立てた漁業者らの所属する漁協がボーリング調査の実施に同意したことにより漁業者らは国に対し調査の中止を求めることはできなくなるとして抗告を棄却しました。

他方で、鹿児島地裁は、2021年5月、漁業者らの訴える資格を否定して、知事が以上の許可をしたことの

違法性は何ら判断せず訴えを却下しました。

その後、許可の期限である同年5月末までに予定されていた調査の3分の1以下しか完了しないまま調査は終了しました。

(2) ボーリング調査が途中で終了したことを受け、2021年7月末に鹿児島県知事が国に対し再びボーリング調査を許可したため、種子島の漁業者らは同様に、東京地裁には仮処分の申立てをするとともに、鹿児島地裁には許可の取消しを求め提訴しました。

もっとも、国は2022年1月末頃までに残りの調査を終えたため、漁業者らは以上の申立てと訴訟を全て取り下げました。

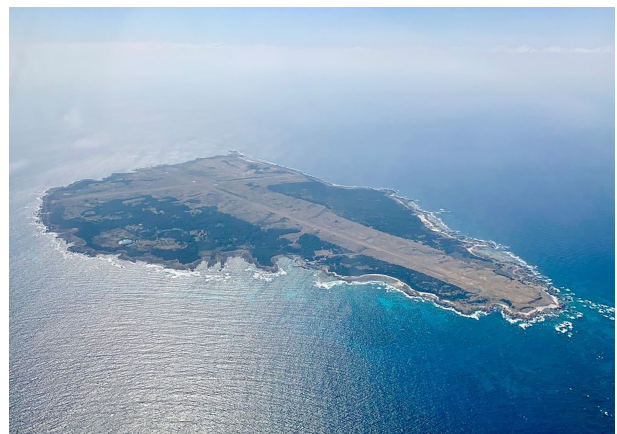
4 最後に

馬毛島の軍事基地化の動きは継続しており、国は環境アセスメントが終了していないにもかかわらず、同島の外周道路建設の入札を実施したり、本年8月より同島周辺で港湾工事を実施したりするなどしています。

今後は、漁場を巡る裁判だけでなく、平穏で安全な生活を求める住民らの裁判等が予想される状況です。

(文・写真) 馬毛島訴訟弁護団

弁護士 西谷祐亮(鹿児島県弁護士会)



馬毛島

事務局より

2022年も残り3ヶ月となりました。皆様お変わりなくお過ごしでしょうか？今年の夏は3年ぶりに地元の花火大会が開催され、近くで見る大きな花火の美しさに感動し、大きな音を聞いて、「これぞ日本の夏!」を感じました。

本年も多くの皆様にご継続・ご寄付をお送りいただき大変感謝しております。皆様の温かいご支援に、改めて心より御礼申し上げます。

また、ご継続を確認できていない会員様には、「ご継続のお願い」と「会費ご納入用の振込用紙」を同封させていただきました。今回は最後のごお願いとなります。残念ながら、ご継続を希望されない場合は、お手数ですが、事務局までご一報いただくと幸いに存じます。

これからの季節、体調管理にはくれぐれもお気をつけてください。また来年もどうぞよろしくお願い申し上げます。

利根川源流からエネルギー革命を！

建築家河合純男さんより再生可能エネルギーへの取り組みについてご紹介いただきます。

9月14日にみなかみ町とホームセンターとで、「利根川源流の森林資源有効活用パートナーシップ協定」が締結されました。これを受けて、「無有の薪」が群馬県内5店舗のホームセンターで販売開始されました。今回は試験販売なので無有の他1団体で500束の取引ですが、結果次第では全国230店舗で販売する協定内容になっています。これは官民協働で動き出した「みなかみ町森林活用協議会」の活動および「協議会」を構成する自伐林業グループの自走・自立を強力に後押しするものになるでしょう。

薪材の活用で蘇がえる森林は山の保水力を増大させ、必然的に河川の水量も増えるので小水力発電に適した河川が多くなる期待が持てます。2019年から「みなかみ水力電気」が勧めていた小水力発電計画は、1年を超える様々な調査をもとに60ページに及ぶ基本設計が一年をかけて出来上がりました。今後、許認可権限をもつ官公庁・建設予定地の地権者や地元とのさらに詰めた合意形成、銀行との融資交渉等幾多の解決しなければならない問題が出てきます。これまでも「みなかみ水力電気」は各々の専門分野で能力をいかに発揮して、無数の困難な状況を切り開いてきました。

二つのプロジェクトの成功は、分断されてしまった森林と河川がつながり多くの人を支える大きなエネルギーになるでしょう。



利根川源流の森林資源有効活用パートナーシップ
協定締結式

(文・写真) 元みなかみ地域エネルギー推進協議会事務局長 河合純男

「山のツバル」で気付いたこと

道路管理と農薬散布



先日、県道脇でこのような立て看板に遭遇しました。

発がん性が認められ世界的に使用禁止になった除草剤を、安全性が高いものとして公言し、かつ、それを広範囲でばらまきますよ！という鹿児島県の殺人予告です。県の道路管理課に話を聴いてみました。

道路に隣接する集落の区長から許可を貰った区間だけに散布します。また、薬剤の選択は、付属説明書を精査して効果的なものを道路管理課が独自に選びました。という説明・・・、ラウンドアップは発がん性があるって世界中で使用できなくなっている薬剤ですがご存知ですか？そういう薬剤を安全なものであり、かつ、商品名まで明記して宣伝をしているという認識はありますか？それは知りませんでした、そういう視点は持ち合わせていませんでした・・・、という回答。無知とはとても怖いものです。

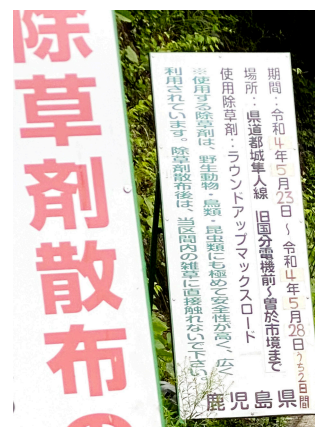
道路脇に散布した毒は、微生物と雑草を殺し、その後、川の生き物、そして、海の生き物まで無差別に殺してしまうことなのでしょう。最終的にはジワジワと人間を襲うのです。

八百万の神を持つ日本では、その昔「私たち」という複数形1人称には、足元の土の中の微生物から遠くに見える海や山までもが含まれていたのではないのでしょうか？私たちの未来を守る、ということは、周囲に広がる自然も「私たち」として大切にしていくということです。

あやしい壺にあやかることなく、失われつつある「私たち」を取り戻していきたいものです。

(文・写真) 特定非営利活動法人Tuvalu Overview 遠藤 秀一

<https://www.tuvalu-overview.tv/>



命はじゅんぐり



愛知県しんしゅう新城市で「有機循環型農業」を実践する松沢さんは、ゴルフ場反対運動や自然保護活動にも熱心に取り組まれています。「子供に好かれる卵」シリーズ（全7回）をご執筆くださり、今回は第5回目です。第1回目は基金通信88号、第2回目は基金通信90号、第3回目は基金通信91号、第4回目は基金通信92号に掲載しております。

♪基金通信バックナンバーは下記のサイトからお楽しみいただけます♪
<http://www.f-rn.org/backnumber/index.html>

子供に好かれる卵 ⑤肉もうまい

日本の経済的産卵期を終えた廃鶏はミンチや缶詰用肉として味付けされるため、屠殺前のストレスによる味の低下に配慮しない傾向があるようです。結果、ストレスの高い扱いを受ける。

そんな事が嫌な私は福津農園の農業を支えてくれる仲間として鶏を大切に扱っている。つついて食べられる新鮮な草や野菜類をタブリ与え、心尽くしの発酵飼料は毎日時間と働力をかけて手作りする。給餌や水かえの時は鶏に話しかける。鶏は百姓を信頼し、親しげな態度で応じる。子供たちが草を差し入れると大喜びで寄ってきて啄(ついば)む。黙々と草をやり続ける子もいる。そんな鶏の家畜としての運命を認めつつ、鶏の命を尊重し、謝意を込めて全羽を自らの手で屠殺し、解体して、喜んで大切に食べてくれる人に手渡す。ストレスの小さい屠殺法と解体技術をプロから学び実践している。

おかげで3歳近い廃鶏とは言えどもアクの無い味の良さと濃厚さは定評がある。特に肉の堅い雄鶏は燻製にすると絶品。一羽の鶏と農園の野菜を山の水と塩だけで、大ナベに入れ薪で煮たスープは、50名余の野外食者を満足させる。特に子供たちは、胃が膨(ふく)れて大人が心配する程お代わりし続ける。鶏の屠殺を始めると犬のフクが寄り沿い、血したたる頭部を手から口で受けとり、その場でカリカリあっという間に数頭食べてしまう。容器に受けた血液もきれいに舐め尽す。

無駄がない。「命をいただきます。」。

(文) 福津農園 松沢政満



イベントのチキン野菜スープは大好評



Fund for
the Rights
of Nature
「自然の権利」基金

ひとつの地球！
 ともにある仲間たち！



⇐ LINE のご登録
 はこちら ↓
<https://lin.ee/9Ukg03J>

「自然の権利」基金通信 vol.93

〒453-0015 愛知県名古屋市中村区椿町15-19 学校法人秋田学園名駅ビル2階

TEL. 052-459-1752 FAX. 052-459-1751

E-mail shizenokenri@green-justice.com URL <http://www.f-rn.org/>

【振替口座】01070-6-31179 一般社団法人自然の権利基金 シヤ) シゼンノケンリキキン